

新旧対照表

株式会社まちペイ

下記のとおり、マイナポイント事業に関する特約を4月27日より改定させていただきます。ただし、利用者に有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。

1. マイナポイント事業に関する特約

新	旧
<p>第9条（取引等の調査等）</p> <p>対象決済事業者は、不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用が行われた、又はそのおそれがあると判断した場合に、当該取引又は利用等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象者は、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p> <p>第14条（情報提供）</p> <p>2.利用者は、対象決済事業者が、国等、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対し、本事業の実施、第10</p>	<p>第9条（取引等の調査等）</p> <p>対象決済事業者は、不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用が行われた、又はそのおそれがあると判断した場合に、当該取引又は利用等を行った利用者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象者は、対象事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等又はマイナポイントの不正若しくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p> <p>第14条（情報提供）</p> <p>2.利用者は、対象決済事業者が、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対し、本事業の実施、第</p>

条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項第2号に定める事項について提供することを同意します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国等、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。

【別紙】

1.本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期限」「付与対象期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。

(1) 本サービスの申込期限

2023年9月30日まで

(2) 本サービスの付与対象期間

2023年9月30日まで

6.本特約第5条第1項の「マイナポイントの付与」状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」及び「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。

(1) 対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時

(2) 対象決済事業者所定の方法：当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート

10.本特約第16条に定める問い合わせは、以下のとおりとします。

【ご相談窓口】

10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項第2号に定める事項について提供することを同意します。また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国等、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。

【別紙】

1.本特約第3条第1項及び第5項に定める「申込期限」「付与対象期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下のとおりとします。

(1) 本サービスの申込期限

2023年5月31日まで

(2) 本サービスの付与対象期間

2023年3月21日まで

6.本特約第5条第1項の「マイナポイントの利用」状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」及び「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。

(1) 対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時

(2) 対象決済事業者所定の方法：当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート

10.本特約第16条に定める問い合わせは、以下のとおりとします。

【ご相談窓口】

マチカお客様センター 電話：0570-055-081（ <u>11</u> 時～ <u>18</u> 時受付）	マチカお客様センター 電話：0570-055-081（ <u>10</u> 時～ <u>17</u> 時受付）
--	--

2. マイナポイント（健康保険証）特約

新	旧
<p>第9条（取引等の調査等）</p> <p>対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った申請者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、申請者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象決済事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p> <p>第14条（情報提供）</p> <p>2.申請者は、対象決済事業者が国等、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店、オンライン資格確認実施機関および医療保険者等およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのため、前項第2号に定める事項について提供すること、健康保険証利用における不正の防止のため、第10条各号</p>	<p>第9条（取引等の調査等）</p> <p>対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った申請者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、申請者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。</p> <p>第14条（情報提供）</p> <p>2.申請者は、対象決済事業者が国、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店、オンライン資格確認実施機関および医療保険者等およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのため、前項第2号に定める事項について提供すること、健康保険証利用における不正の防止のため、第10条各号に定</p>

に定める事項について提供することに同意します。また、申請者は、対象決済事業者が本事業の実施、第 10 条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から申請者の個人関連情報（取引を特定するための ID 等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。

(別紙) 各対象決済事業者が定めるべき事項

1. 本特約第 3 条第 1 項および第 3 項に定める「申込期限」「申込方法」は、以下の通りとします。

本サービスの申込期限：2023 年 9 月 30 日まで

申込方法：マイキープラットフォームから必要事項を入力

5. 本特約第 5 条第 1 項の「マイナポイントの付与状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。

・対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時

・対象決済事業者所定の方法：当社の提供する当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート

9. 本特約第 16 条に定めるお問い合わせは、以下のお客様相談窓口にて承ります。

マチカお客様センター

電話：0570-055-081（11 時～18 時受付）

める事項について提供することに同意します。また、申請者は、対象決済事業者が本事業の実施、第 10 条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先から申請者の個人関連情報（取引を特定するための ID 等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。

(別紙) 各対象決済事業者が定めるべき事項

1. 本特約第 3 条第 1 項および第 3 項に定める「申込期限」「申込方法」は、以下の通りとします。

本サービスの申込期限：2023 年 2 月末日まで

申込方法：マイキープラットフォームから必要事項を入力

5. 本特約第 5 条第 1 項の「マイナポイントの利用状況に関する事項で対象決済事業者所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。

・対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時

・対象決済事業者所定の方法：当社の提供する当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート

9. 本特約第 16 条に定めるお問い合わせは、以下のお客様相談窓口にて承ります。

マチカお客様センター

電話：0570-055-081（10 時～17 時受付）

3. マイナポイント（公金受取口座）特約

新	旧
---	---

第9条（取引等の調査等）

対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った申請者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、申請者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象**決済**事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。

（別紙）各対象決済事業者が定めるべき事項

1. 本特約第3条第1項および第3項に定める「申込期限」「申込方法」は、以下の通りとします。

本サービスの申込期限：2023年9月30日まで

国または地方公共団体から金銭の払込みを受ける預金口座または貯金口座に係る情報の登録が完了すべき期限：2023年9月30日まで

申込方法：マイキープラットフォームから必要事項を入力

5. 本特約第5条第1項の「マイナポイントの**付与**状況に関する事項で対象決済事業者

第9条（取引等の調査等）

対象決済事業者は、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引または利用等を行った申請者について、マイナポイントの付与、使用状況や対象キャッシュレス決済サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の判断に必要な情報を調査します。この場合、対象決済事業者は、申請者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、対象事業者からの問い合わせに応じること、不当な取引等またはマイナポイントの不正もしくは不適切な利用を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他対象決済事業者による調査に対して必要な協力を行うものとしします。

（別紙）各対象決済事業者が定めるべき事項

1. 本特約第3条第1項および第3項に定める「申込期限」「申込方法」は、以下の通りとします。

本サービスの申込期限：2023年2月末日まで

国または地方公共団体から金銭の払込みを受ける預金口座または貯金口座に係る情報の登録が完了すべき期限：2023年3月21日まで

申込方法：マイキープラットフォームから必要事項を入力

5. 本特約第5条第1項の「マイナポイントの**利用**状況に関する事項で対象決済事業者

<p>所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時 ・対象決済事業者所定の方法：当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート <p>9. 本特約第16条に定めるお問い合わせは、以下のお客様相談窓口にて承ります。</p> <p>【ご相談窓口】 マチカお客様センター 電話：0570-055-081（<u>11</u>時～<u>18</u>時受付）</p>	<p>所定の事項」および「対象決済事業者所定の方法」は、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象決済事業者所定の事項：付与されたマイナポイント（マチピ）の金額・付与された日時 ・対象決済事業者所定の方法：当社の提供するマチカアプリ上の画面、前払・決済・残高照会時に発行するレシート <p>9. 本特約第16条に定めるお問い合わせは、以下のお客様相談窓口にて承ります。</p> <p>【ご相談窓口】 マチカお客様センター 電話：0570-055-081（<u>10</u>時～<u>17</u>時受付）</p>
---	---

以上